

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告
〔 神 戸 電 鉄 グ ル ー プ 共 同 事 業 体 〕

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	藤 原 武 光
同	山 本 嘉 彦
同	よこはた 和 幸

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 4 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸電鉄グループ共同事業体（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸市ものづくり工場）に係る出納その他の事務で、主として令和 3 年度執行の事務

2 監査の期間

令和 4 年 8 月 26 日～令和 4 年 12 月 19 日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市ものづくり工場（以下「施設」という。）

施設は、神戸市におけるものづくりの拠点として、中小の製造業者及びものづくりの技術の高度化を図る製造業者を支援し、もって神戸市産業の活性化を推進することを目的に設置されている。

所在地 兵庫区和田山通1丁目2番25号
敷地面積 18,570.38 m²
延床面積 25,990 m²
(鉄骨鉄筋コンクリート造5階建4棟(242ユニット(うち一般貸付分229ユニット))
内容 A～C棟:72 m²/ユニット、D棟:70 m²/ユニット、会議室、管理事務所、駐車場
ほか
開設時間 24時間 年中無休
使用料 1,200～1,900 円/m²・月 (共益費 300 円/m²・月)
駐車場使用料 15,000 円/台・月 (2台目以降の機械式下段部分 9,000 円/台・月)
使用期間 5年以内の期間 (一定の要件を満たす場合に限り更新可能)
開設年月日 平成10年5月1日

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 神戸電鉄グループ共同事業体
代表者 神戸電鉄株式会社
(その他の構成員)
株式会社神鉄コミュニティサービス

イ 選定理由

指定管理者候補者の選定にあたっては1団体から提案があり、提案書類等について、事業計画・事業提案・収支予算等を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。その結果、実績を踏まえた提案として評価でき、安定した運営が期待できること、及び今まで以上に創造的で新しい取組にも期待できることから、指定管理者選定評価委員会で選定されている。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日 (5年間)

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、工場の運営業務、工場施設及び設備の維持管理業務、設置目的を達成するための事業の実施に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第1表 業務量の比較

(単位 比率：%)

項目	令和3年度	令和2年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
工場施設入居企業数	110社	104社	6社	5.8
工場施設入居ユニット数	228ユニット	214ユニット	14ユニット	6.5
ユニット入居率	99.6	93.4	6.2	6.6
駐車場利用台数	170台	163台	7台	4.3
駐車場利用率	64.4	61.7	2.7	4.4

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

なお、工場施設や駐車場などの使用料については、指定管理者が利用者に請求事務を行い、神戸市に直接払い込まれている。

第2表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	令和3年度	令和2年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	金額		
指定管理料	128,865	117,340	11,525	9.8
(うち光熱水費)	(52,614)	(42,620)	(9,994)	(23.4)
(うち修繕費)	(14,400)	(12,869)	(1,530)	(11.9)

※光熱水費は施設の光熱水費、修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後それぞれ精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の総合評価は5段階評価(AAA、AA、A、B、C)のうち、AA(提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を踏まえ、概ね良好をやや上回る管理運営がなされている。)となっており、その所見は「職員の対応についての満足度が高く、コロナ禍でも入居率が高い。提案内容をはるかに上回る達成状況であり、優秀。よく頑張っている。」となっている。

5 監査の結果

施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 再委託の承諾手続きを適正に行うべきもの

指定管理協定書第11条では、指定管理者は、業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならず、業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は事前に神戸市の承諾を受けることとなっており、その際、当該契約書の写し等を神戸市に提出しなければならないとされている。

これに基づき指定管理者は、平成30年3月31日付けで神戸市に対し、第三者に再委託する

業務 10 件について再委託承諾申請を行い、平成 30 年 4 月 1 日付けで承諾を得ているが、同様に第三者に再委託するホイストクレーン設備保守点検業務については、事前の神戸市への承諾申請、及び契約書の写しの提出はされていなかった。

指定管理者は、協定書に基づいて適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。また、神戸市所管局は適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認するべきである。

なお、業務の一部の再委託に係る神戸市の事前承諾については、平成 29 年度の同指定管理者に対する財政援助団体等監査においても適正な事務処理を行うべく指摘しているが、活かされていない。今後、同様のことがないよう、事務の手順を再構築するべきである。

イ 行政財産目的外使用許可に係る使用料の徴収を適正に行うべきもの

令和 3 年度において、神戸市所管局は、指定管理者が施設の A 棟 108 号室を入居企業等のための利便施設として使用するにあたり、指定管理者に対して行政財産目的外使用許可をしている。その使用料について、当該許可書の第 4 条（使用料及び延滞金）で 136,389 円と定めているにもかかわらず、誤って 136,293 円で調定決議をし、指定管理者は、神戸市からの納入通知書により、136,293 円を納付していた。

神戸市所管局は、差額を指定管理者に対して請求するとともに、今後は、適正に調定されているか確認の上、決裁するべきである。

また、指定管理者は、経費の支出にあたっては、支出の根拠を確認し、正当な請求か確認の上、支出するべきである。

ウ 印影等を印刷した文書を適正に管理するべきもの

指定管理者は、指定管理業務仕様書に基づき、神戸市ものづくり工場収納管理システムを用いて使用料等（生産施設使用料、駐車場使用料、電気使用料、共益費等）の納入通知書を作成し、各使用者に対して配布、納付指導を行っている。その納入通知書の用紙については、神戸市所管局が神戸市長の印の印影等を印刷した用紙を作成し、指定管理者へ提供している。

指定管理者は、その納入通知書の管理にあたり管理簿を作成しておらず、いつ何枚受け入れ、いつ何枚使用したかの記録はなく、実査日（令和 4 年 10 月 11 日）時点での残数も把握していなかった。

神戸市公印規則第 8 条第 1 項では、「一時、大量に公印の押印を必要とする文書その他の市長が必要があると認める文書は、公印の押印に代えて、その印影又はこれを伸縮したもの（以下「印影等」という。）を印刷することができる。」とされ、印影等の印刷をした文書の保管について、神戸市公印取扱規程第 5 条第 3 項では、「主管課の長は、印影等を印刷した文書の保管を厳正に行うとともに、常にその出納状況を明らかにし、毎年 1 回総務・文書改革担当課長に報告しなければならない。」と規定されている。

神戸市所管局は、管理簿を作成するなど常にその出納状況を明らかにするよう、その様式や手順を指定管理業務仕様書等で定め、指定管理者に順守させるべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。